

香港デモと香港株式およびREIT市場の見通し

—事態が沈静化に向かえば株式・REIT市場は持ち直しへ—

- ・6月以降「逃亡犯条例」改正案の撤回を求めるデモが香港で行われており、先週の時点でも混乱状態が続いています。
- ・警官隊は催涙ガス弾やゴム弾を使用するなど徐々に強硬姿勢を強めており、デモ隊からは負傷者が相次ぐなど事態はエスカレートしていることから、株式・REIT市場も軟調な展開となっています。
- ・今後の展開は依然として不透明であり予断を許さないものの、事態が鎮静化に向かえば株式・REIT市場も持ち直しに向かうものとみられます。

香港デモ激化を受けて株式・REIT市場は軟調

香港で「逃亡犯条例」改正案※1に抗議するデモが続いています。6月には約100万人規模※2のデモ（750万人の香港居住者の7人に1人が参加したとされる）が行われたことは記憶に新しいところですが、大規模デモから約2カ月経過した先週の段階でも、デモなどによる抗議が続いています。

※1:刑事事件の容疑者の身柄を中国本土などへ移送できるようにする改正案

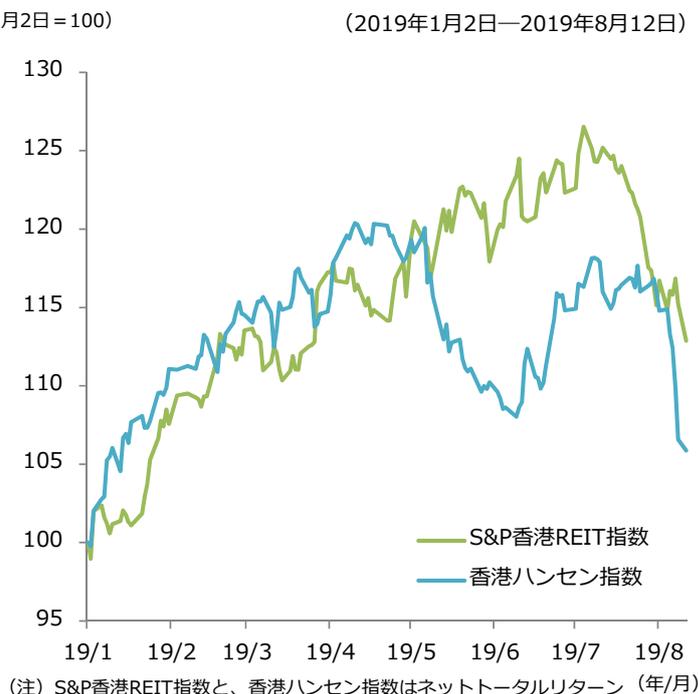
※2:主催者側発表の人数

香港政府が同改正案の審議の無期延期を発表した後も、同改正案の完全撤回を求めて抗議が続いている背景には、同改正により実質的に香港市民も中国当局の取り締まり対象になることが恐れられているためです。香港は1997年の中国返還後も「一国二制度」のもと自治が50年間認められていますが、同改正により「一国二制度」の事実上の崩壊に繋がることを反対派は懸念しています。

中国における市民による大規模な抗議活動として思い起こされるのは1989年の天安門事件があります。天安門事件のように今回の香港での抗議活動が、中国政府による人民解放軍による介入に繋がるのではないかと懸念も指摘されています。しかし、当時と今回では大きく異なる点があります。それは、インターネットやSNSの普及です。これまでも抗議活動参加者や目撃者などによる現地の動画が日々ネット上にアップされており、もし軍隊を投入しての強硬な制圧を行ったとすると直ちにその様子が世界中に知れ渡ることとなり、中国政府は国際的な批判を浴びることになるとみられます。米中貿易摩擦など懸案事項を抱えるなかで、国際的な孤立を招くようなことは、中国政府としてもとり難いと考えられ、事態を静観せざるを得ないものとみられます。

今回の騒動を受けて、香港の株式やREIT市場は軟調な推移となっています（グラフ参照）。今後の展開は依然として不透明であり、当面、神経質な動きとなることが予想されますが、香港政府が事態鎮静化に向けて反対派に対して何らかの譲歩案を提示する可能性はあるとみられます。仮に、そうなった場合、抗議活動が鎮静化に向かえば、株式・REIT市場も次第に落ち着きを取り戻し、持ち直しに向かうものとみられます。

香港株式とREIT市場の動向



(出所) Bloombergのデータより岡三アセットマネジメント作成

以上 (作成: 投資情報部)

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡しますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。

皆様の投資判断に関する留意事項（2019年7月末時点）

【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

【留意事項】

- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用
購入時手数料：購入価額×購入口数×上限3.78%（税抜3.5%）
 - お客様が換金時に直接的に負担する費用
信託財産留保額：換金時に適用される基準価額×0.3%以内
 - お客様が信託財産で間接的に負担する費用
運用管理費用（信託報酬）の実質的な負担
 ：純資産総額×実質上限年率1.991088%（税抜1.8436%）程度
 ※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用（信託報酬）は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。
- その他費用・手数料**
- **監査費用**：純資産総額×上限年率0.01296%（税抜0.012%）
 - ※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。（監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。）
- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

【岡三アセットマネジメント】

商 号：岡三アセットマネジメント株式会社
 事業内容：投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業
 登 録：金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第370号
 加入協会：一般社団法人 投資信託協会／一般社団法人 日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書（交付目論見書）」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

<本資料に関するお問い合わせ先>

フリーダイヤル 0120-048-214（9:00～17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く）